

件名	愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例
主管課	県民活動推進課
根拠法令等	

【改正の概要】

1 情報公開請求権の権利者の拡大

(目的)

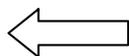
第1条 この条例は、県民の知る権利を保障し、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、県民の公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。

削除

改正後	改正前
<p>(公開請求権)</p> <p>第5条 何人も_____、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の公開_____を請求することができる。</p>	<p>(公開を請求できるもの)</p> <p>第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の公開(第5号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る公文書の公開に限る。)を請求することができる。</p> <p>(1) 県内に住所を有する者</p> <p>(2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>(3) 県内の事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>(4) 県内の学校に在学する者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体</p>

2 公文書の任意公開制度の廃止

削除



(公文書の任意公開)

第18条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があつた場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

3 上記に伴う規定の整備

施行日 公布の日

【その他参考事項】

他県の状況 「何人も」35道府県、「県民等」12都県(うち申出制度11都県)
 平成19年度の任意公開実績 126件(法人78件、個人48件)